

## 「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」(第3回) 議事概要について

### 1. 検討会の概要

日 時：平成 24 年 1 月 27 日 (木) 10:00 ~ 12:00

場 所：経済産業省別館 827 会議室

出席者：室崎座長、飯沼、宇羅、坂本、重川、新保、田近 各委員

ゲストスピーカー 天野氏

内閣府 小森参事官

### 2. 議事概要

ゲストスピーカーによる被災地からの実情報告の後、中間整理(検討素案)につき事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。

#### <主な意見等>

「第1章 第一 被災者生活再建支援制度 — 制度面」とあるが、記載内容は制度面というよりも施行である。制度面と記載するのであれば、制度の経緯など全体像を記述すべきである。

従前から指摘されていた都道府県の共済制度としての制度の持続可能性について、大規模災害には対応できないことが東日本大震災で明確化した。制度の今後は、根幹に係る論点であり、検討が必要である。

支援金の支給が遅れたのは事実であるが、政策的主張と立場の混同による混乱といった事務の混乱を取り上げるよりも、主張の中身を議論したほうが、今後につながる。

全体を通じ、既存の方法論を踏襲した上で改善策を検討しているが、抜本的に新しい方法を提案することも必要である。例えば、被害認定について、行政職員が1棟ずつ調査する今のシステムを前提に改善策が記載されているが、それでは問題の根本的な解決にならないことがわかってきたということであろう。自己申告制、地域コミュニティの活用といった新しい方法についても検討する必要がある。

災害の規模に応じ、国、地方公共団体の役割を変える必要があるという意見が前回だされていた。被害認定においても同様であると考ええる。能登半島地震レベルであれば、基礎自治体で対応可能であったが、東日本大震災レベルの場合には、国や都道府県の積極的なサポートがなければ、基礎自治体のみでの認定はできないということではないか。

阪神・淡路大震災以前、被害認定は自己申告を基礎としていた。公金の支出が増大し、公平性が必要となったため、厳密な方法とした結果、作業量が増え、問題とな

っている。自己申告、民間委託など方法は幾つかあるが、重要なことは、簡素化と公平性のバランスをどう考えるかである。

平成 19 年改正で支援金の給付を一括渡し切り方式としたことが、東日本大震災では、非常に役立っている。これがなければ今回は成立していない。改正時には、批判的な意見もあったが、簡略化によるメリットが大きいことも事実である。

総合的な被災者支援に向け、被災者支援施策の統合を主張する上で、災害対策基本法や災害救助法など、既存の法体系についても記述があるとよい。

第 2 章に「被災者支援に関する基本原則」とあるが、内容は問題点の指摘であるため、違和感がある。総合的な支援などの理念を踏まえた表現に修正したほうがよい。

社会保障・税番号の活用にあたっては事務の種類、提供される個人情報の種類及び、提供元、提供先等を逐一法律で定めることとなる。そのため、社会保障・税番号の利用に向けて、り災証明を法令上、位置づける必要がある。

り災証明を法令に記載する場合、法的性質については検討の余地がある。現状、被害認定基準を法定化しないメリットとして、柔軟な対応が可能であることと、処分性がないといえるが挙げられる。基準を法定化した場合、被害認定は処分性を持ち、行政不服審査法の対象となる。現状、再調査の申請が多数あることを考えると、訴訟リスクは高い。

避難生活について、緊急時、応急時の避難に偏り過ぎている。避難所を転々とする人や域外に避難する人など、避難生活は非常に多様である。

遠方に避難した人にとって、再建・復興に向け一番必要なものは情報である。しかし、現状では、基礎自治体を越えた情報提供は少ない。再建・復興に向けた情報提供を、行政区域を越え行う必要がある。

就労は重要な点であるが、自治体単独では限界がある。相談体制の整備にあたっては、就労にまで対象を広げた総合的なものが望ましい。

何を見直すかが明確でないため、報告書の目的が不明確になっている。「はじめに」に、巨大災害の場合の財政的措置のあり方、総合的な生活再建支援に向けた支援方策、被災者生活再建支援法の運用上の改善点など、見直しの内容に関する記述を追加してはどうか。つまり、付帯決議と巨大災害を踏まえ、第 1 章では、これからの運用について記載し、第 2 章で、これらを踏まえ包括的支援の必要性があることを記載、第 3 章で具体的なこの制度の問題点となったときに、様々な議論を重ねてきたが、第 3 章の存在意義がわかりにくい。様々な議論があるということをもとめたもので方向性がないということ自体は悪くはない。

被災者生活再建支援法は、住宅再建支援から生まれたものである。そのため、本検討会には、狭義には、住宅再建支援制度としての問題点の指摘や改善的の提示が求められている。その上で、東日本大震災での新しい論点も取り込む必要がある。そう考えると、第 1 章は東日本大震災の教訓、第 2 章がマクロでの生活再建支援制度のあり方の議論、第 3 章は前回だされた問題点に、新たにこういう課題がでたとい

う形で整理することも考えうる。

被災者生活再建支援法は、実態は住宅再建支援制度であるが、名の通り、被災者の生活再建に向けたものとなる必要がある。そのための大枠の議論も必要であり、総合的な生活再建支援や、給付のみでない支援といった点が重要となる。